

関原発第646号
2023年3月31日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 森 望

美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の2第1項の規定に基づき、下記のとおり美浜発電所原子炉施設保安規定の変更認可を申請いたします。

記

1. 変更の内容

昭和45年 6月17日付 45原第 3875号をもって認可を受け、
昭和46年 2月10日付 46原第 19号、 昭和47年 2月16日付 46原第 9309号、
昭和48年 9月10日付 48原第 8400号、 昭和48年11月22日付 48原第10426号、
昭和49年 5月29日付 49原第 4641号、 昭和49年 8月20日付 49原第 6868号、
昭和49年10月30日付 49原第 9438号、 昭和50年 5月14日付 50原第 3839号、
昭和50年10月31日付 50原第 9181号、 昭和50年11月26日付 50原第 9545号、
昭和51年 9月30日付 51安(原規)第 95号、 昭和52年 3月29日付 52安(原規)第106号、
昭和52年 5月31日付 52安(原規)第128号、 昭和53年10月30日付 53安(原規)第232号、
昭和54年 6月22日付 54資庁第 8354号、 昭和54年 9月10日付 54資庁第11645号、
昭和55年 5月12日付 54資庁第16381号、 昭和55年 6月30日付 55資庁第 8107号、
昭和55年11月11日付 55資庁第12094号、 昭和56年 6月19日付 56資庁第 8316号、
昭和56年 8月20日付 56資庁第10448号、 昭和57年 1月26日付 56資庁第17611号、
昭和57年 6月22日付 57資庁第10603号、 昭和58年 2月10日付 57資庁第19486号、
昭和59年 2月28日付 58資庁第19992号、 昭和59年 8月17日付 59資庁第10192号、
昭和60年 2月21日付 59資庁第17851号、 昭和60年11月 5日付 60資庁第11804号、
昭和61年 6月26日付 61資庁第 8870号、 昭和62年 7月27日付 62資庁第 7373号、
昭和63年 2月23日付 62資庁第16335号、 昭和63年 7月14日付 63資庁第 7654号、
平成元年 3月31日付 元資庁第 3501号、 平成 2年 3月23日付 2資庁第 1878号、
平成 3年 3月 1日付 3資庁第 607号、 平成 4年 2月 6日付 4資庁第 120号、
平成 5年 1月13日付 4資庁第12580号、 平成 5年 5月31日付 5資庁第 5098号、

平成 5年 6月25日付 5資庁第 7613号、
 平成 6年 4月27日付 6資庁第 4697号、
 平成 7年 4月13日付 7資庁第 2127号、
 平成 7年10月 6日付 7資庁第11059号、
 平成 9年 1月31日付 8資庁第12743号、
 平成 9年 6月26日付 平成09・06・12資第12号、
 平成10年 6月25日付 平成10・06・22資第13号、
 平成12年 1月12日付 平成11・12・14資第13号、
 平成12年 6月26日付 平成12・06・12資第 9号、
 平成13年 2月23日付 平成13・02・15原第17号、
 平成13年11月 7日付 平成13・09・28原第40号、
 平成14年 8月28日付 平成14・07・12原第10号、
 平成15年 6月20日付 平成15・06・09原第17号、
 平成16年 5月13日付 平成15・12・19原第36号、
 平成17年 7月20日付 平成17・07・04原第21号、
 平成18年 4月21日付 平成18・04・14原第 2号、
 平成19年 3月15日付 平成19・02・16原第15号、
 平成19年12月13日付 平成19・09・28原第30号、
 平成20年 5月 7日付 平成20・04・22原第24号、
 平成20年 8月22日付 平成20・07・11原第12号、
 平成20年12月12日付 平成20・10・31原第 1号、
 平成21年11月 4日付 平成21・09・18原第12号、
 平成22年 6月25日付 平成22・06・10原第 1号、
 平成23年 5月 6日付 平成23・04・04原第32号、
 平成24年 7月19日付 平成23・07・25原第13号、
 平成25年 3月25日付 原管収第121221001号、
 平成27年 6月12日付 原規規発第1506126号、
 平成27年11月17日付 原規規発第1511176号、
 平成28年 8月 1日付 原規規発第1608013号、
 平成29年 4月19日付 原規規発第17041913号、
 平成30年 1月10日付 原規規発第1801104号、
 平成30年11月16日付 原規規発第1811166号、
 令和元年11月28日付 原規規発第1911284号、
 令和 2年 5月26日付 原規規発第2005261号、
 令和 2年10月 7日付 原規規発第20100711号、
 令和 3年 6月 4日付 原規規発第2106043号、
 令和 4年 3月25日付 原規規発第2203252号、
 令和 5年 3月30日付 原規規発第2303304号で変更認可を受けた美浜発電所原子炉施設保安規定の
 記述を、別添の美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄のとおり変更す
 る（ただし、変更箇所を示す記載は含まない）。

平成 5年10月27日付 5資庁第11639号、
 平成 6年 6月24日付 6資庁第 7494号、
 平成 7年 6月23日付 7資庁第 7878号、
 平成 8年 8月23日付 8資庁第 8447号、
 平成 9年 3月24日付 平成09・02・26資第 4号、
 平成10年 6月22日付 平成10・03・30資第45号、
 平成11年 9月 8日付 平成11・07・29資第20号、
 平成12年 5月19日付 平成12・04・17資第 5号、
 平成13年 1月 5日付 平成12・08・31資第 9号、
 平成13年 3月30日付 平成13・03・23原第11号、
 平成14年 3月 8日付 平成14・02・07原第 7号、
 平成14年10月22日付 平成14・09・20原第 6号、
 平成15年 9月18日付 平成15・08・28原第 8号、
 平成16年 6月16日付 平成16・06・07原第10号、
 平成18年 2月22日付 平成18・01・31原第14号、
 平成18年 9月 8日付 平成18・08・24原第10号、
 平成19年 6月26日付 平成19・06・08原第135号、
 平成19年12月13日付 平成19・11・30原第24号、
 平成20年 6月18日付 平成20・05・20原第 9号、
 平成20年10月 7日付 平成20・09・16原第14号、
 平成21年 3月25日付 平成21・03・03原第22号、
 平成22年 2月10日付 平成22・01・06原第12号、
 平成22年 6月28日付 平成21・11・05原第21号、
 平成23年 5月11日付 平成23・04・20原第 1号、
 平成24年 9月 6日付 20120815原第23号、
 平成26年 6月 9日付 原規規発第1406094号、
 平成27年 9月18日付 原規規発第1509182号、
 平成28年 3月24日付 原規規発第1603249号、
 平成28年11月16日付 原規規発第1611163号、
 平成29年 6月26日付 原規規発第1706264号、
 平成30年 6月26日付 原規規発第1806269号、
 平成31年 4月25日付 原規規発第1904251号、
 令和 2年 2月27日付 原規規発第2002271号、
 令和 2年 6月19日付 原規規発第2006191号、
 令和 3年 2月19日付 原規規発第2102192号、
 令和 4年 3月23日付 原規規発第2203233号、
 令和 4年 6月22日付 原規規発第2206223号及び

2. 変更の理由

- (1) 美浜発電所における火災防護設計に係る系統分離対策に伴う変更
美浜発電所における火災防護設計に係る系統分離対策に伴い、関連する保安規定条文の変更を行う。

3. 施行期日

- (1) この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日より起算し、10日を超えない範囲で施行する。
- (2) 本規定施行の際、使用前事業者検査対象の電線管の系統分離対策に関連する規定については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の11第3項の使用
前確認完了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。

以上

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
	<p>附 則 (年 月 日 平成 2 6 原安防通達第 2 号一) (施行期日)</p> <p>第 1 条 この通達は、年 月 日から施行する。</p> <p>2. 本通達施行の際、使用前事業者検査対象の電線管の系統分離対策に関連する規定については、<u>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 4 3 条の 3 の 1 1 第 3 項の使用前確認完了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p>	<p>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日を改正日とする。</p> <p>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日より起算し、10日を超えない範囲で施行する。</p>

変更前	変更後	理由
<p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害 および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準 (第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3 および第18条の3の2関連)</p>	<p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害 および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準 (第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3 および第18条の3の2関連)</p>	<p>変更なし</p>

変更前	変更後	理由
<p>1 火 災</p> <p>保全計画課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1. 1項から1. 5項を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、火災防護計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>1. 3 教育訓練の実施</p> <p>所長室長、放射線管理課長、発電室長および保全計画課長は、火災防護の対応に関する以下の教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>(1) 火災防護教育</p> <p>a. 所長室長、放射線管理課長、発電室長および保全計画課長は、全所員に対して、以下の教育訓練を実施する。また、専属消防隊に対して、以下の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>(a) 原子炉施設内の火災区域または火災区画に設置される安全機能を有する構造物、系統および機器ならびに重大事故等対処施設の機能を火災から防護することを目的として、火災から防護すべき機器等の火災の発生防止、火災の早期感知および消火ならびに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した教育訓練</p> <p>(b) 安全施設を外部火災から防護するために必要な以下の教育訓練</p> <p>ア. 外部火災発生時の消火活動に関する教育訓練</p> <p>イ. 外部火災によるばい煙発生時および有毒ガス発生時における外気取入ダンパの閉止、換気調系の停止または閉回路循環運転により、建屋内へのばい煙および有毒ガスの侵入を防止することについての教育訓練</p> <p>ウ. 森林火災から外部火災防護施設を防護するための防火帯の設定に係る教育訓練</p> <p>エ. 近隣の産業施設の火災・爆発から外部火災防護施設を防護するために、離隔距離を確保することについての教育訓練</p> <p>オ. モニタポストが外部火災の影響を受けた場合の代替設備を防火帯の内側に設置することについての教育訓練</p> <p>(c) 火災が発生した場合の消火活動および内部溢水を考慮した消火活動に関する教育訓練</p> <p>(以下略)</p>	<p>1 火 災</p> <p>保全計画課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1. 1項から1. 5項を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、火災防護計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>1. 3 教育訓練の実施</p> <p>所長室長、放射線管理課長、発電室長および保全計画課長は、火災防護の対応に関する以下の教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>(1) 火災防護教育</p> <p>a. 所長室長、放射線管理課長、発電室長および保全計画課長は、全所員に対して、以下の教育訓練を実施する。また、専属消防隊に対して、以下の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>(a) 原子炉施設内の火災区域または火災区画に設置される安全機能を有する構造物、系統および機器ならびに重大事故等対処施設の機能を火災から防護することを目的として、火災から防護すべき機器等の火災の発生防止、火災の早期感知および消火ならびに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した教育訓練</p> <p>(b) <u>原子炉施設内の火災区域または火災区画に設置される安全機能を有する構造物、系統および機器を火災から防護することを目的として、火災の影響軽減のための可燃物の持ち込み管理についての教育訓練</u></p> <p>(c) 安全施設を外部火災から防護するために必要な以下の教育訓練</p> <p>ア. 外部火災発生時の消火活動に関する教育訓練</p> <p>イ. 外部火災によるばい煙発生時および有毒ガス発生時における外気取入ダンパの閉止、換気調系の停止または閉回路循環運転により、建屋内へのばい煙および有毒ガスの侵入を防止することについての教育訓練</p> <p>ウ. 森林火災から外部火災防護施設を防護するための防火帯の設定に係る教育訓練</p> <p>エ. 近隣の産業施設の火災・爆発から外部火災防護施設を防護するために、離隔距離を確保することについての教育訓練</p> <p>オ. モニタポストが外部火災の影響を受けた場合の代替設備を防火帯の内側に設置することについての教育訓練</p> <p>(d) 火災が発生した場合の消火活動および内部溢水を考慮した消火活動に関する教育訓練</p> <p>(以下略)</p>	<p>美浜発電所における火災防護設計に係る系統分離対策に伴う変更</p>

添付資料

1. 美浜発電所における火災防護設計に係る系統分離対策に伴う変更

美浜発電所における火災防護設計に係る系統分離対策に伴う変更

美浜発電所における火災防護設計に係る系統分離対策に伴い、関連する保安規定条文の変更を行う。

(変更)

- ・添付 2 (火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準)

以 上